

## 自転車活用推進関係府省庁連絡会議について（案）

1. 自転車活用推進本部令（平成29年政令第142号）第4条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、自転車活用推進本部における自転車活用推進計画の案の作成、同計画に基づく施策の実施の推進、自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整、並びに自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議および自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に資することを目的として、自転車活用推進関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、連絡会議の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。  
議長 国土交通省自転車活用推進本部事務局長  
構成員 内閣官房内閣審議官  
内閣府大臣官房総括審議官  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
警察庁交通局長  
金融庁監督局長  
消費者庁次長  
総務省大臣官房総括審議官  
文部科学省スポーツ庁次長  
厚生労働省健康局長  
経済産業省製造産業局長  
環境省地球環境局長
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 連絡会議の庶務は、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省その他の関係行政機関の協力を得て、国土交通省自転車活用推進本部事務局において処理する。
5. 前各号に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。